

第390回宮城県議会議案に対する意見について

第390回宮城県議会(令和5年11月定例会)に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により、令和5年11月27日に専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第2項の規定により報告する。

記

予算議案

令和5年度宮城県一般会計補正予算(第4号分)

令和5年12月26日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

財 第 1 6 5 号
令和5年11月27日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村井 嘉洋



第390回宮城県議会議案について(照会)

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 予算議案
令和5年度宮城県一般会計補正予算(第4号分)

1 補正予算の概要

単位:千円

令和4年度	令和5年度			比較	
11月現計予算額[A]	現計予算額[B]	12月補正額[C]	計[B+C]=[D]	[D-A]	[D/A]
163,640,802	152,257,988	410,801	152,668,789	▲10,972,013	93.3%

2 予算議案(教育庁関係分)

(1)歳出予算

番号	名称	概要
1	DXハイスクール推進費	県立高等学校のICTを活用した学習環境の整備推進
		所管 高校教育課
		1 補正額 180,000千円 2 財源 全額国庫
2	校舎等小規模改修費	県立特別支援学校照明設備のLED化推進
		所管 施設整備課
		1 補正額 230,801千円 2 財源 国庫76,933千円 県債153,800千円 一財68千円

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正について

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(令和5年宮城県教育委員会規則第12号)の一部を別紙のとおり改正することとし、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により、令和5年12月20日専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月26日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

(1) 令和5年12月26日に「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が施行され、扶養手当に係る届出先に任命権者から委任を受けた者が追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(2) その他所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

給与条例第11条第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出の受理について、第2条第1項第1号に新たに規定するもの。

3 施行期日

令和5年12月26日

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（令和五年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号イ中「により、単身赴任届」を「による単身赴任届」に改め、第四号を第五号とし、第三号イ中「により、通勤届」を「による通勤届」に改め、第三号を第四号とし、第二号イ中「により、住居届」を「による住居届」に改め、第二号を第三号とし、第一号ニ中「職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）を「給与条例」に改め、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）
第十一条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>第一条（略）</p> <p>（総務部総務事務管理課長への委任）</p> <p>第二条 総務部総務事務管理課長（以下「総務事務管理課長」という。）に、次の各号に掲げる事務を委任する。</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第二十一条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。</p> <p>二 人事委員会規則七一九十九（扶養手当）の施行に関する次の事務 イからハまで（略）</p> <p>ニ 第五条の規定により、給与条例</p> <p>第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。</p> <p>三 人事委員会規則七一六十一（住居手当）の施行に関する次の事務 イ 第五条第一項の規定による住居届を受理すること。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（総務部総務事務管理課長への委任）</p> <p>第二条 総務部総務事務管理課長（以下「総務事務管理課長」という。）に、次の各号に掲げる事務を委任する。</p> <p>（新設）</p> <p>一 人事委員会規則七一九十九（扶養手当）の施行に関する次の事務 イからハまで（略）</p> <p>ニ 第五条の規定により、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。</p> <p>二 人事委員会規則七一六十一（住居手当）の施行に関する次の事務 イ 第五条第一項の規定により、住居届を受理すること。</p>	<p>・ 扶養親族がある場合等の届出の受理を総務事務管理課に委任するもの</p> <p>・ 号の繰り下げ</p> <p>・ 文言の整理</p> <p>・ 号の繰り下げ</p> <p>・ 文言の整理</p>

<p>第三条 (略)</p>	<p>ロ及びハ (略)</p> <p>四 人事委員会規則七―三十八(通勤手当)の施行に関する次の事務</p> <p>イ 第三条の規定による通勤届を受理すること。</p> <p>ロ及びハ (略)</p> <p>五 人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の施行に関する次の事務</p> <p>イ 第七条第一項の規定による単身赴任届を受理すること。</p> <p>ロからニまで (略)</p> <p>六 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮城県条例第四十八号)第五条の規定により、通勤に係る費用弁償の額を決定し、又は改定すること(これらに係る通勤届の受理及び事後の確認を含む)。</p>
<p>第三条 (略)</p>	<p>ロ及びハ (略)</p> <p>三 人事委員会規則七―三十八(通勤手当)の施行に関する次の事務</p> <p>イ 第三条の規定により、通勤届を受理すること。</p> <p>ロ及びハ (略)</p> <p>四 人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の施行に関する次の事務</p> <p>イ 第七条第一項の規定により、単身赴任届を受理すること。</p> <p>ロからニまで (略)</p> <p>五 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮城県条例第四十八号)第五条の規定により、通勤に係る費用弁償の額を決定し、又は改定すること(これらに係る通勤届の受理及び事後の確認を含む)。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・号の繰り下げ ・文言の整理 ・号の繰り下げ ・文言の整理 ・号の繰り下げ